

議第227号

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について
京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年11月26日提出

京都市長 門川大作

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市高速鉄道旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「及びその介護人」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる児童又は生徒

ア 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設, 母子生活支援施設, 保育所, 児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。), 同法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設又は同法第12条の4に規定する施設に入所し, 又は通所している児童

イ 学校教育法第72条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級に通学し, 又は同項の規定により教育を受けている児童及び生徒

第9条第1項第3号中「及びその付添人」を「(厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)」に改め, 同項第4号中「第1条に規定する被爆者」を「第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者」に改め, 同項第5号中「第2条第1項に規定する戦傷病者」を「第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者」に改め, 同項に次の1号を加える。

(6) 第1号から第3号までに掲げる者の介護者で別に定めるもの

第10条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り, 同項第1号及び第2号中「及びその介護人」を削り, 同項第3号を次のように改める。

(3) 前条第1項第2号に掲げる児童又は生徒

第10条第2項第4号中「で別に定めるもの及びその付添人」を削り, 同項に次の1号を加える。

(7) 第1号から第4号までに掲げる者の介護者で別に定めるもの

別表第1 12歳以上の者の項中「250」を「260」に, 「280」を「290」に,

「310」を「320」に、「340」を「350」に改め、同表12歳未満の者の項中「140」を「150」に、「170」を「180」に改める。

「

8,820	円
10,500	
11,760	
13,020	
14,280	
25,140	
29,930	
33,520	
37,110	
40,700	
47,630	
56,700	
63,510	
70,310	
77,120	
6,300	
7,500	
8,400	
9,300	
10,200	
17,960	
21,380	

「

9,070	円
10,800	
12,100	
13,390	
14,690	
25,850	
30,780	
34,490	
38,170	
41,870	
48,980	
58,320	
65,340	
72,310	
79,330	
6,480	
7,710	
8,640	
9,570	
10,490	
18,470	
21,980	

23,940
26,510
29,070
34,020
40,500
45,360
50,220
55,080
5,040
6,000
6,720
7,440
8,160
14,370
17,100
19,160
21,210
23,260
27,220
32,400
36,290
40,180
44,070
3,150
3,750

別表第2中

を

24,630
27,280
29,900
35,000
41,640
46,660
51,680
56,650
5,180
6,170
6,910
7,650
8,390
14,770
17,590
19,700
21,810
23,920
27,980
33,320
37,320
41,310
45,310
3,240
3,860

に改める。

4,200
4,650
5,100
8,980
10,690
11,970
13,260
14,540
17,010
20,250
22,680
25,110
27,540
7,560
9,000
10,080
11,160
12,240
21,550
25,650
28,730
31,810
34,890
40,830
48,600

4,320
4,790
5,250
9,240
11,010
12,320
13,660
14,970
17,500
20,850
23,330
25,870
28,350
7,780
9,260
10,370
11,480
12,590
22,180
26,400
29,560
32,720
35,890
42,020
50,010

54,440
60,270
66,100
6,930
8,250
9,240
10,230
11,220
19,760
23,520
26,340
29,160
31,980
37,430
44,550
49,900
55,250
60,590

56,000
62,000
67,990
7,130
8,490
9,510
10,520
11,540
20,330
24,200
27,110
29,990
32,890
38,510
45,850
51,360
56,810
62,320

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第10条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市高速鉄道旅客運賃条例の規定は、この条例の施行の日の始発列車の乗車に係る旅客運賃から適用する。

(経過措置)

- 3 京都市高速鉄道旅客運賃条例第12条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に発売した乗車券（普通旅客運賃に係る乗車券を除く。）は、当該乗車券の通用期間中に限り使用することができる。

(委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、旅客運賃の適正化を図る等の必要があるので提案する。